

# “暴君”と“名君”のあいだ —民間地誌にみる近世民衆の政治意識—

引野 亨輔

江戸時代とは、民間地誌が盛んに編纂された時代、言い換えれば民衆が郷土の歴史を雄弁に語り始めた時代である。そうした民間地誌の中で、彼らは時として暴君をののしり、時として名君を讃えた。ただし、そこに描かれた暴君や名君の姿は、必ずしも史実に基づくものではない。近世民衆は、領主について語るという行為の中に、ひそかに政治的な主張を込めていた。本稿では、幾つかの民間地誌を取り上げ、“暴君”と“名君”のあいだにひそむ意外な差異を考察した。

【 キーワード： 民間地誌 暴君 名君 】

## はじめに

近年の研究成果をふまえるならば、江戸時代とは民衆が郷土の歴史を雄弁に語り始めた時代のようなものである。特に文化・文政期（1804～1830）以降には、在野の儒者や国学者、村落上層農民に都市富裕層と、全国各地で民間地誌の著者が続々と誕生した（1）。こうした江戸時代における民間地誌の隆盛に対して、幕府や諸藩による官撰地誌編纂事業の影響を重視する白井哲哉氏のような立場もあれば（2）、むしろ地域社会における歴史意識に自立性・独自性を見出す岩橋清美氏のような立場もあり（3）、その評価は様々である。もともと、官撰事業と系譜的な繋がりを有する民間地誌が、支配層の歴史認識を換骨奪胎して、独自の地域理解へ踏み出す可能性も当然想定し得る訳であり、対照的に映る両氏の主張から必ずしも二者択一的な解答を導き出す必要はあるまい。重要なのは民間地誌の源泉を突き止める作業以上に、民間地誌という自己表現の場を得た近世民衆がそこで何を語ったか、個別の事例に即して探究する姿勢であろう。

そこで本稿では、近世の芸備地域で作成された幾つかの民間地誌を取り上げ、そこに描き出された「殿様」の姿を分析してみたい。いうまでもないことだが、近世民衆によって語られた郷土の歴史には、その地を支配していた「殿様」への言及が多く含まれている。しかも、彼らの姿は決して定型化された味気ないものではなかった。時として悪辣非道な「暴君」の姿を取り、時としてたぐいまれな「名君」の姿を取り、彼ら地域支配者の活躍は民間地誌の歴史叙述に彩りを添えた。もちろんそれは、厳密な意味で史実と呼び得るものではないが、近世民衆の世界観を端的に表現したものではあるだろう。そこで本稿では、福島正則・水野勝成という2人の著名な「殿様」にスポットを当て、民間地誌に描き出される彼らの姿から、近世民衆の歴史認識や政治意識を抽出してみたい。

## 1、芸備地域における幕藩制支配の展開

本格的な考察へと入る前に、ここではひとまず中世から近世へとめまぐるしく揺れ動いた芸備地域の歴史について事実確認しておこう(4)。

戦国時代に国人領主から勢力を伸張し、遂に中国地方全域の支配者となったのは、周知の通り毛利元就である。祖父元就の遺産を引き継いだ毛利輝元も、豊臣秀吉政権下でやや領土を縮小させながら、備中・伯耆以西の中国地方について引き続きその領有を認められた。すなわち、戦国時代から安土桃山時代に至るまで長らく芸備地域に君臨していたのは、中国の覇者毛利氏だった訳である。

しかし、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いは、芸備地域の勢力図にかつてない激変をもたらした。この戦いで西軍の総大将にかつぎ上げられ敗北した毛利輝元は、100万石以上あった領土を周防・長門2国のわずか37万石に削られたからである。他方、東軍の徳川家康に味方した福島正則は、安芸・備後2国の49万石を与えられ、それまでの尾張清洲24万石から大幅な加増を果たして、芸備地域の新たな支配者となった。

もともと、豊臣秀吉恩顧の戦国武将であり、江戸幕府にとって警戒すべき外様大名であった福島正則が、長くその地位に留まり続けることはなかった。広島城を幕府の許可なく勝手に修築した福島正則は、元和5年(1619)に改易処分となり、入国から20年足らずで芸備の地を退去した。(※なお、この改易事件については、外様大名排斥を目指す本多正純らの陰謀という見方が長く通説的な位置にあったが、近年の研究成果によると(5)、むしろ福島正則の政治的な手続きミスに伴う処分と捉えた方が妥当のようである。)

さて、長かった毛利氏時代とは対照的に、福島正則の芸備地域支配は短期間で幕を下ろした訳だが、その後安芸・備後両国が1人の領主に任せられることはなかった。福島正則に替わって広島城に入ったのは浅野長晟だが、江戸幕府が彼に与えたのは安芸1国と備後半国の42万石(※後の広島藩)である。他方、備後南部の10万石(※後の福山藩)には水野勝成が入国したので、近世の芸備地域は広島藩と福山藩に二分され、それぞれ浅野氏と水野氏によって統治されることとなった。

ちなみに、広島藩を任せられる以前の浅野長晟は、紀州和歌山37万石を領有していたので、彼の転封は一見すると5万石の加増を伴う栄転のようにも映る。ただ、浅野氏退去後の和歌山には徳川頼宣が入り、御三家の1つである紀州徳川家を創始していく訳だから、これを単純な栄転と捉えることはできない。むしろ外様大名排斥の一環として浅野氏を畿内近国の経済要所から追い出し、替わって徳川一門を配置する巧妙な意図が、そこには含まれていたと推測される。もともと、福島正則に比べれば江戸幕府の警戒度が低く、取り立てて大きな政治的失態も犯さなかった浅野氏は、幕末に至るまで広島藩主の地位を保持し続けた。

浅野氏転封の経緯はおおよそ上記のようなものだが、広島藩と岡山藩の間にわずか10万石を割いて創出された福山藩についていえば、そこからはより露骨な江戸幕府の政策意図が垣

間見られる。というのも、福山藩成立以前の山陽道は、防長の毛利氏、芸備の福島氏（※後に浅野氏）、岡山の池田氏と、有力な外様大名がこれみよがしに軒を連ねる地域であった。徳川家との血縁によって大いに優遇されていた岡山の池田氏はともかく、江戸幕府にとって当時の山陽道が反乱必至の危険地帯に映ったことは間違いない。そこで、西国外様大名への牽制として備後10万石を与えられたのが、それまで大和郡山6万石を領有していた水野勝成という訳である。何しろ水野氏は代々徳川家に仕えてきた譜代の家臣であり、なおかつ当主の勝成は壮年期に数々の戦場を経験した熟練の戦国武将であった。いつ反旗を翻すか分からない西国外様大名への監視役として、彼の経歴は格好のものだったといえる。

こうした推測を裏付けるのが、水野勝成の福山城築城である。彼が福山の地を本拠と定めるまで備後の中心は神辺であり、福島氏時代にも正則の信任厚い家老福島丹波が神辺城に入って国境の守りを固めていた。しかし、西国外様大名の監視役という重責を担わされた水野勝成にとって、海陸の要所に居城を構えることは必須の要件であった。そこで、中世以来の伝統を有するものの内陸部に入り込み過ぎている神辺城を切り捨て、全く新たな試みとして壮大な福山城下町を造り上げたのである。ちなみに福山城築城期は、一国一城令の徹底が声高に求められていた時期であり、福島正則の没落も居城に対する勝手な修理から始まったといえる。ところが、江戸幕府が城郭工事へ過敏なほど目を光らせる中、水野勝成は何の咎めも受けることなく、福山城の築城を成し遂げた。しかも、その城は10万石クラスの名人には破格の巨大城郭であった。西国外様大名の監視や牽制に留まらず、実際反乱が起こった場合の押さえも期待された、福山藩成立の複雑な事情が窺えよう。なお、後述するように水野家は5代目にして無嗣断絶の憂き目を見るが、その後も福山藩には松平氏・阿部氏といった譜代エリート層が入国し、備後東南部の地域性に決定的な影響を与えていくこととなる。

## 2、「暴君」福島正則と寺社領取り上げ

さて、前節で述べてきたように、近世の芸備地域には、毛利輝元・福島正則・浅野長晟・水野勝成らバラエティーに富む「殿様」たちが登場し、その歴史に彩りを添えていた。こうした人物の中で、典型的な「暴君」のイメージを背負わされているのは、間違いなく福島正則である。何しろ彼の場合、芸備地域における民間地誌の登場を待つまでもなく、その「暴君」イメージは全国区化していた。例えば『常山紀談』は、岡山藩に仕えた徂徠学派の儒者湯浅常山（1708～1781）の手によるもので、江戸時代を代表する武将言行録だが（6）、その中で描き出される福島正則の姿は以下のようなものである。（※いうまでもなく、『常山記談』は後世の伝聞を収録したものであり、史実としての客観性を期待できる資料ではない。ここで筆者が同書を取り上げたのは、あくまで福島正則に対する近世人全般の印象を探り出すためである。）

### ○福島正則領国を召放るゝ始末の事

福島左衛門大夫正則は、関ヶ原の軍功によりて尾張の清洲より安芸備後を賜はりけるが、物荒く政悪きのみならず、多く無罪人を殺し、且東照宮に対し奉り無礼多かりければ、元和五年台徳院殿御上京の時、領国を削られけり (7)。

福島正則の出世と没落について述べる短い文章だが、その中で連呼されるのは、江戸幕府に対する反抗的な姿勢とともに、「物荒く」「政悪き」といった極悪非道な人柄である。江戸時代に生きた人々は、多かれ少なかれ上記のようなイメージで福島正則という人物を捉えていたのであろう。念のため『常山紀談』からもう一つ別のエピソードを紹介しておきたい。

### ○正則茶道坊主が義気に感ぜられし事

正則常に物あらく、人を誅する事を好めると世の人もいひあへり。或時近習の士少の咎ありて城内(広島一割注)の櫓に押こめ、食物をあたへず餓死せしめん、といはれしに、其士の恩を受たりし茶道坊主、罪なくてかゝる有様をいたみ、潜に夜焼飯を携へ行きたり。(中略)程経て、死したるならんとて正則矢倉に行かれしに顔色少しも衰へず。正則、さては飯を送りたる者あらん、と怒られしに、茶道来り、某こそ送りたい、と申す。正則はたとにらみて、おのれ何故にかくしたるや。頭二ツに切りなり、と膝立直されし時、茶道少しもさわがず。我昔罪を得て既に水ぜめにあひて殺さるべかりしに、彼の人の申しらきたりし故、今日まで思ひかけず命存らへ候ひき。其の恩を報ぜん為、毎夜しのびて飯をはこび候、といふ。正則怒れる眼に涙を流し、汝が志感ずるにあまれり。かくこそ有るべけれ。彼の士をもゆるすべし、とて其のまゝ矢倉の戸をひらきて罪を宥め、茶道をも深く賞せられけり。されば暴悪の人と世に称しけれど、かゝる義に感ずる事の切なる故に、士のおもひ慕ひて力を竭し、正則の為に身をすてゝ奉公しけるも、げに故ある事にこそ (8)。

話は粗暴な福島正則が近習の1人を広島城の櫓に押し込めたところから始まる。その近習は数日の内に餓死させられる手筈だったが、ある茶道坊主がひそかに食事を与え続けたため、生き長らえることができた。当然福島正則は激怒したが、近習への恩義を堂々と述べる茶道坊主に感動し、一転罪を許した。ここで語られるのは、短気ながらも情に厚く、不思議と家臣から慕われる福島正則の美德である。しかし、そんな中でも「暴悪の人」にして「人を誅する事を好める」彼の人物には、常にスポットが当てられている。江戸時代の全般的な評判として、福島正則＝「暴君」のイメージは動かしがたいものだったといえる。

こうした状況にある訳だから、たとえ民間地誌の中で福島正則を「暴君」とののしる場面が豊富にあるとしても、それらは恐らく先行する武将言行録の叙述を引き継いだものであり、

独自の歴史認識とはいいいがたい。ただし、民間地誌に取り上げられる時、地元に着したエピソードが新しく加えられ、地域住民に親しみやすい語り口へと変化していく傾向は確認できる。例えば、福島正則によって強行されたという寺社領没収はその代表格である。

信仰心に乏しい粗暴な福島正則は、新たに入国した芸備の地で、手当たり次第に寺社領を取り上げ、宗教施設を疲弊させた。随分と出来過ぎた話だが、上記のような歴史叙述は、今もなお一定度の信憑性をもって地元で受容されている。というのも、芸備地域に残る諸寺社の由緒書では、まるで口裏を合わせたかのように、この所領没収の経緯が語られるからである。幾つか実際に事例を挙げてみよう。

#### 一、神祠 京都吉田配下

氏神大歳大明神

御殿 拝殿

社人池田若狭

抑当社大歳大明神（一ニ天真鶴命、亦落穂大明神ト云一割注）鎮座之起尋るニ、往古白鶴口ニ稲穂をくわへて天より下ければ、河本次郎右衛門奉基（社人河本権正先祖一割注）と申者、是を見て奇異之思ひをなし立寄ければ、彼ノ鶴其稲穂を奉基之前ニ置て飛去りける、是神明之靈応なりとて即此所ニ一社建立し、大歳大明神崇奉、自是して筒賀村為氏神（中略）扱毛利公当国御在国之時者社領被附置、毎年六度之祭礼有之、然ルニ福島公御時代社領被召上、今モ六度之祭礼者毎年勤之、尤往古とハ甚略式之事也（9）

先ず引用史料の性格を確認しておく、これは「国郡志御用ニ付下調べ書出帳」と呼ばれる史料の一部である。ここでいう「国郡志御用」とは広島藩が文政年間（1818～30）に行った『芸藩通志』の編纂事業を指している。『芸藩通志』は江戸時代を代表する藩撰地誌であるから、その編纂に当たって藩領全域で事前調査を実施し、各村々から詳細な村況記録を提出させた。それらの調査記録が「国郡志御用ニ付下調べ書出帳」ということになる。

ちなみに引用した史料は、山県郡上筒賀村が提出した「国郡志御用ニ付下調べ書出帳」から、大歳神社に関する記述を抜粋している。同社に残る由緒書を忠実に再現させたものではないだろうが、それでもおおよその雰囲気なら十分に読み取り得る。先ず神社創建のきっかけとして、稲穂をくわえ舞い降りた鶴の話が語られるが、こうした奇瑞は多くの由緒書で用いられる定番の語り口に過ぎない。むしろ、上記の史料中で注目すべきは、祭礼執行をめぐる末尾の叙述である。「下調べ書出帳」が語るところによれば、その経緯は以下のようなものであった。今やさびれている大歳神社も、毛利氏が芸備地域を支配していた頃には社領を有し、祭礼も毎年6度賑々しく執り行っていた。ところが、毛利氏が退去し、福島正則が新たな支配者となった途端、社領は全て取り上げられ、年間6度の祭礼も今では随分略式になってしまった。このように近年の衰微理由を福島正則の寺社領没収に遡って語る寺社の由緒

書は、各村が提出した「国郡志御用ニ付下調べ書出帳」をめくれば幾つでも拾い上げることができる。例えば、次に引用する山県郡加計村の「下調べ書出帳」では、同村長尾神社の由緒書を取り上げる中で、以下のような叙述が登場している。

氏神長尾大明神

祭神 思姫命・瑞津姫命・市杵島命

御殿 拝殿 鳥井

右京都吉田配下社人従五位下佐々木佐渡正

此長尾大明神者承応三甲午三月十七日焼失、其後再興仕候得共、先年之棟札并縁記宝物等其節悉皆焼失仕候、尤加計村惣社大明神ニて毛利様御代まで者社領高拾三石四斗八合被付置、毎年二月初申・三月三日・霜月初申神事相勤申候、然処右社領福島様御代被召上候、右三度之神事者如先規今ニ相勤申候 (10)

加計村長尾神社の場合、承応3年(1654)の火災によって棟札や縁起のたぐいは全て焼失したとされる。しかし、そうであるにも関わらず、毛利氏時代の社領は「高拾三石四斗八合」であったと明言される。そしてその社領は、やはり福島氏時代に無惨にも取り上げられたと締め括られるのである。繁雑さを避け、これ以上の事例は列挙しないが、所領没収の悲劇を語る諸寺社の由緒書は芸備地域にまだまだ存在する。しかも、そこで政策断行者として登場するのは、いずれの場合も福島正則なのである。

さて、ここまでで取り上げたのは、個々の寺社に残る断片的なエピソードであるが、地誌段階に至ると、それらをまとめ上げるような完成度の高い歴史叙述も現れてくる。以下、福山藩領の百姓馬屋原重帯が書き綴った代表的な民間地誌『西備名区』から、福島正則寺社領没収のあらましを紹介しておこう。

正則、慶長五年の賞として芸備両国を賜り、芸州広島に居城あり。本州は神辺、三原、鞆津、東城、三次等所々に城代を差置けり。

一説に云。正則、芸備両国を領し私に広島城を増築し恣に武器を調べ、陰に抛て砦を構へ戦艦を設く、是謀叛の底意と風説あり。又租額の民間に滞れるを譴責して農人を殺し、畳表を献する事によりて其吏を殺す。是等の事に罪せられて、羽州山県に流され、最上源五郎義俊江預けられ、配所領一万石を賜ると云 (11)。

ここに先ず引用したのは、福島正則の治世全般に対する『西備名区』の言及であり、ピンポイントに寺社領没収のみを語る箇所ではない。そうであるからこそ、描き出されるのは粗暴にして領民を虐げ、幕府に反抗的で遂に改易処分となる「暴君」であり、その人物像は本

節冒頭でも検討した武将言行録のイメージにぴったり重なる。ちなみに馬屋原重帯は、『西備名区』編纂に当たって実に200部以上の文献を収集し、随時引用している<sup>(12)</sup>。そういった参考文献の中には、新井白石の『藩翰譜』や湯浅常山の『常山紀談』など、「暴君」福島正則を世間に定着させたものも含まれているから、馬屋原重帯が先行する書物の歴史認識を受け継ぎ、上記のような叙述に至ったことは間違いない。しかし、寺社領没収に言及する時、『西備名区』の語りはやはり民間地誌ならではの特色を帯びていくようである。

又、芸備里諺に云。福嶋正則の嫡男に刑部少輔正元と言へる人は、生質強勇暴戾にして、悪としてせざる事なし、正則だにもてあませし程の人にて、国民大に恨み歎く。正則是を聞て屢折檻すといへども露聞入る事なし。至悪日を迫て増長しけるにぞ国民の歎き悲しむ事いはん方なし。此におゐて正則民の歎きを止め、且若稀にも救ひて僧ともなさんづる志のあらん者あらば助け得せんと心に籠めて両国にふれ流しけるは、何月何日何れの地にて引廻しの上、後のこらしめの為、正則自手討にするの間国民安堵せしめよと云々。然れ共、国中の神人修験僧共、一人として正元を乞請る者なし。斯て其日に至れば刑部少輔を禁しめ刑罰所に引出す、見物の貴賤群集してけるに、正則今日は我病おこれりと言ひて出る事なし、依て後日を約す。若斯なる事三度に至れども、神人僧侶共に終に歎き救ふ者なし。詮方なくて刑部を殺してけり。然而後正則云、神職共は正直を本として神に仕へ利罰を示して人を救ふ、僧侶は仏に仕へ至悪の者を化導し善に到らしむる者どもなるに、刑部暴戾なりと言へども我は愛する処なり、畜類だに子を愛す、まして人として子を愛せざるものあらんや、領内の神人僧侶慈愛をしらす、国家無用の者也、寺社領を没収し其身は追却すへけれ共、神仏に対し其儘に差置、領租においては悉く没収せしむる処也と、両国寺領社領悉くに取上られたり(中略)此説下愚の巷説にして今に里諺にあり<sup>(13)</sup>。

「芸備里諺に云」と断った上で、馬屋原重帯が描き出した福島正則の寺社領没収は、以下のようなものであった。先ず事件の発端となったのは、福島正則の息子「刑部少輔正元」である。(※ちなみに、実際には福島正則に「正元」なる息子はいない。長男正友の早世によって養嗣子となった正之は、後に乱行を理由として幽閉・餓死させられたから<sup>(14)</sup>、『西備名区』の正元は、正之を念頭に置いたものであろうか。後考を俟ちたい。なお、養嗣子を取った後に実子忠勝が生まれているため、正之の乱行については、正則のでっち上げとする見解も有力なようである。)この正元は、猛将とされる父親正則でさえ手を焼く乱暴者であり、芸備の領民は日々不満を募らせていた。そこで、福島正則は遂に決断を下し、領内に以下のような告示を行った。もしこちらで定めた期日内に正元を引き取りたいという神職や僧侶が現れれば、その者に預けて更生させる。しかし、期日内に誰も名乗りを上げなければ、父親

である正則が自ら責任をもって正元を成敗する。いうまでもなく正則の真意は、殊勝な人物に正元を救い出してもらったことだったが、名乗りを上げる神職・僧侶は現れなかった。やむなく正則は愛する息子を殺し、領民を安堵させたが、「暴君」の気持ちがそのまま収まる筈はなかった。後日になって、以下のような追加処分を断行したのである。正則の主張するところによれば、神職とは正直を本として神に仕える者であり、僧侶とは仏に仕えて悪人を善へ導く者である。ところが、芸備領内の神職・僧侶たるや、息子を愛する正則の気持ちを踏みにじり、正元に救いの手を伸ばさなかった。そんな聖職者は国家に無用の者というべきである。こうして自説を一方的に主張した正則は、領内の寺社領をことごとく没収した。そこで、今日に至るまで芸備の寺社は所領を有さず、経済的に疲弊しているという訳である。

上記のエピソードが興味深いのは、断片的な由緒書の叙述をまとめ上げるように福島正則の寺社領没収を語っている点であろう。いうまでもなく寺院や神社に残る由緒書は、自らの窮状を訴えかけるべく、かつて行われた福島正則の「悪行」を語るのだから、寺社領没収の事実を個々に取り上げても、それが行われた理由まで解説するものではない。そこで、「証拠」だけは豊富に存在しつつ、なぜ芸備地域の寺社領没収がことさらに峻厳を極めたのか、疑問はいつまでも解消されることなく残っていく。他方、民間地誌『西備名区』では、福島正則のパーソナリティーにその理由を還元させつつ、芸備全域に及んだ寺社領没収の発生要因を総括的に読み解いている。もちろん、それは先行する個々の由緒書に影響を受けて生み出された歴史認識なのだろうが、事件の顛末をより整合的に組み立て直し、芸備全域に通用しやすく再構築したところに、洗練された民間地誌の叙述があるといえるだろう。

もっとも、馬屋原重帯自身は「此説下愚の巷説」と酷評しており、このエピソードに全幅の信頼を寄せた上で紹介した訳ではない。だからこそ、上記引用史料の後に次のような言葉を続け、自らの見解を補足説明している。

按に。寺社領を没収せしは聚斂の甚しく苛政のいたす処なり、其余殃今に残りて彼人の悪を千歳に伝ふるなり。

地域社会に伝わる俗説では、福島正則の寺社領没収を息子正元の乱行と関わらせて説明するが、怪しげな言い伝えであって必ずしも信用できない。実際には、彼の治世がただひたすら苛斂誅求を極めていただけではないのか。あまたの文献を読みあさって『西備名区』を書き上げた馬屋原重帯は、近代の歴史家を思わせる慎重さで福島正元乱行説に疑問を投げかける。なるほど、近世の大名権力は強い自立性を有する中世的な大規模寺社から所領を取り上げ、自己の支配地として把握し直そうと努めたから、芸備入国後の福島正則が幾つかの寺社領を削減・没収したことは紛れもない事実だろう。ただし、彼が語る「暴君」福島正則もまた、後世に作り上げられたイメージであることを見逃してはなるまい。先入観を取り払って

史料を探れば、巖島神社の『平家納経』を修復したり、廃寺になっていた安芸国安国寺を復興したりと、福島正則の諸宗教に対する姿勢はむしろ篤信的というべきである。存否を疑うべきは、福島正元の乱行からさらに根幹に進み、福島正則の寺社領没収そのものであろう。

さて、史実としていえば、福島正則が他の近世大名に抜きん出て寺社の所領没収に努めたという「芸備里諺」は、どうにも成り立たないようである。それではなぜ芸備地域の由緒書や民間地誌は、お決まりのように彼の「悪行」を語るのだろうか。先ず由緒書についていえば、それは作成者にとって都合良く脚色された歴史であり、客観的な史実そのものではない。所領没収を述べる多くの寺社由緒書に注目してみても、そこには結果としてもたらされた現在の窮状を嘆きつつ、かつて繁栄を極めた華々しい前歴を誇るという構造が如実に窺える。どんな小庵・小祠であっても、由緒書は華々しく飾り立てたい訳であるから、現在所領がない説得的な理由を示すために、「暴君」福島正則の寺社領没収は捏造されたとみるべきだろう。そして、由緒書の歴史認識を引き継ぐように民間地誌が生み出され、総括的に寺社領没収を取り上げる『西備名区』のエピソードが誕生したのではないだろうか。

もっとも、かつて地域社会に君臨していた旧領主であれば、誰でも近世民衆によって「暴君」に仕立て上げられた訳ではない。上筒賀村大歳神社や加計村長尾神社の由緒書をみれば分かるように、同じ芸備地域の旧領主であっても、毛利氏は常に所領を安堵した側として登場する。そこには、明らかに「暴君」に対する地域社会の選別意識が働いている。というのも、加増によって尾張清洲から居を移し、20年足らずの内に削封されて去った福島正則とは異なり、毛利氏は100万石以上に及んだ中国地方の大封を削られた後も、防長両国の領主という地位に留まり、隣接する芸備地域にも威信を保ち続けた。そして、何よりも地元の国人領主から成り上がった毛利氏の場合、近世を通じて郷土の英雄と讃えられる側面はまだまだ強かった<sup>(15)</sup>。そんな毛利氏をあからさまに「暴君」へと仕立て上げ、寺社領没収を語るのは、芸備地域の住民にとっていささか腰の引ける行為であったに違いない。

他方、福島正則はといえば、そもそも粗暴なイメージが全国区化している上に、芸備両国におけるその治世は短期間で幕を下ろした。つまり、彼の施策については必ずしも豊富な史料が残されておらず、逆説的にいえば、だからこそ脚色を加えて「暴君」とするのに格好の人物であったといえる。加えていえば、福島正則を「暴君」化させることは、現藩主に対して何の遠慮もいらない行為であった。意地の悪い表現を用いるなら、上記のような民衆的狡猾さも働いて、「暴君」福島正則は長く苛斂誅求の責を負わされたといえる。

以上、本節では近世領主が「暴君」として語られる背景を探ってきた訳だが、今さら指摘するまでもなく、実際に行われた苛政はその絶対条件ではない。繰り返して述べておくと、近世とは民衆が雄弁に郷土の歴史を語り始めた時代であった。だからこそ、民間地誌に描き出される領主の姿は、地域住民が身を置く社会条件の微妙な変化によって、時に「暴君」となり、時に「名君」となった。民間地誌の中の「暴君」は必ずしも江戸時代＝暗黒時代説を裏

付ける証拠でなく、むしろ成熟した近世民衆による創作努力の結果でさえあり得るというのが、ひとまず本節で述べたかった結論である。

### 3、「名君」水野勝成と神格化への道

さて前節では、民間地誌における「暴君」福島正則の語られ方を検討したが、本節では180年度視点を転換し、地域社会が「名君」と評価を下した近世領主を取り上げてみたい。このような課題を設定する時、恰好の素材となるのが水野勝成である。というのも水野勝成は、同じく芸備地域の旧領主でありながら、福島正則とは対照的にその「善政」を讃えられ、地域住民に神様として祀り上げられたからである。福山藩領の著名な儒者菅茶山が編纂した『備後国福山領風俗問状答』には、以下のような水野勝成神格化の様相が載せられている。

三月 此月神事（中略）

廿三日より聡敏大明神祭り、祭神は福山城開基水野日向守君、廿五日生日にて御座候由、此公のこと諸軍書・藩翰譜等に委しく候。此比八幡宮社地にて両日神能仕候<sup>(16)</sup>。

ひとまず引用史料の性格を把握しておく、『備後国福山領風俗問状答』は、江戸幕府の右筆にして国学者としても有名な屋代弘賢が、その成立に深く関わった書物である。というのも、幕府の後ろ盾を得た屋代弘賢は、文化年間（1804～18）に全国各地の藩儒に対して「諸国風俗問状」を送り、年中行事・冠婚葬祭など実に131項目にわたる風俗習慣の調査を依頼しているからである。この「問状」は当時福山藩儒であった菅茶山にも届けられたため、彼は藩領内における好学の徒に協力をあおぎ、数年の後に回答書を送り返した。すなわち『備後国福山領風俗問状答』である。

この貴重な史料によって我々は近世後期の福山における風俗習慣を知り得るのだが、それでは3月に行われた神事とはどのようなものだったのか。もちろん定番の神事として雛祭なども紹介されているが、福山に独特なものを挙げるならやはり「聡敏大明神祭り」であろう。聡敏大明神とは、「水野日向守君（＝勝成）」に対して死後与えられた神号である。八幡神を崇敬していた水野勝成は、福山城下町近郊にあった野上八幡宮と延広八幡宮を遷座して城北に合祀し、両社八幡宮（※現、福山八幡宮）とした。勝成ゆかりの神社である同社境内には、摂社として聡敏神社が祀られているが、この神社の祭神こそ聡敏大明神、すなわち水野勝成ということになる。聡敏神社を有する両社八幡宮は、水野家の無嗣断絶後も福山城下町の守護神という位置を保ち、何よりも水野氏崇拜の中心地であり続けた。そこで、城下町周辺の領民たちは、初代藩主水野勝成の偉業に敬意を表し、彼の誕生日である3月25日<sup>(17)</sup>にちなんで、前々日の23日から両社八幡宮にて聡敏大明神祭りを執り行う訳である。

以上のように、水野勝成は「名君」として称讃されるだけでなく、遂に神様として祀り上

げられてしまうのだが、その理由を福山城築城や数々の新田開発など、実際に行われた「善政」に還元して良いのだろうか。福島正則が決して彼の「悪行」のみによって「暴君」とのしられた訳でないことは既に触れた通りである。それならば、「名君」と讃えられた水野勝成の背後にも、なにがしかの社会的条件が見出せるのではないだろうか。

上記のような推測を裏付けるように、『備後国福山領風俗問状答』にはもう一つ別バージョンの水野氏崇拜が記録されている。それは以下のようなものである。

五月五日

幟は四月末より、門なき家は戸外、門ある家は門内にたて候。木綿に染候は鶴亀・松竹或は武者絵、紙は却て絵に念を入候。初幟は近隣よりも祝し、其家にも宴を開き候。扱五日巳刻比より、一統取り入れ申候は、水野松之丞勝岑公此日卒去有之、当城終に御改易に相成候を、市民共本意なき事に奉存、その翌年より端午を祝ひ候事を憚り候由申伝候。士家には此例無之、在方など小民は其事をも不存候故、晩景までも指置候 (18)。

5月5日は言わずと知れた端午の節句であるから、『風俗問状答』の記述も当然この日の祝い方に帰結していく。菅茶山の調査によれば、福山における端午の節句の祝い方は、4月の末頃から徐々に「幟」を立てていくというものであった。もっとも、この時期は現在のような鯉幟が未だ普及しておらず、木綿や和紙に鶴亀・松竹・武者絵など縁起物を染め付ける旗幟が一般的だったようである。さて、恐らくここまでは全国各地で行われた端午の節句と大差のない風俗習慣なのだが、菅茶山はさらに地元独自の奇習について述べていく。確かに福山藩領では、家々で旗幟を立てて端午の節句を祝う。しかし、5月5日当日になると、巳の刻(※午前10時頃)までに早々と旗幟を片付け、遅くまで飾り続けることはしない。なぜなら、この日は水野家5代当主「松之丞勝岑」が夭折した日であり、領民たちもそれを「本意なき事」と嘆き悲しむから、おちおち旗幟など立てて祝う気になれないという訳である。ここで注目すべきは、福山における水野氏崇拜が、初代勝成の偉大な事績のみに収斂されるのではなく、むしろ5代勝岑夭折の悲劇とワンセットで語り出されている点であろう。両者はなぜ歯車の両輪のようにして水野氏崇拜を形作っていくのだろうか。結論へと急ぐ前に、まずは水野家断絶のいきさつを、史実に即して紹介しておきたい。

福山藩初代藩主の水野勝成は、既述の通り、江戸幕府から西国外様大名の監視役という重責を担われ、転封してきたエリート譜代大名である。当然幕府の覚えもめでたく、福島正則のように改易となる恐れは皆無の筈だったが、現実には意外な方向へと進んでいった。4代藩主勝種の息子たちが不幸にも次々と早世する中、勝種自身も37歳の若さで元禄10年(1697)に急逝したからである。この時点で水野家の跡継ぎとして残されたのは、父の死没年に生まれたばかりの松之丞だけであった。家臣団は苦心を重ね辛うじて幕府に松之丞(※後の勝岑)

の家督相続を認めさせたが、その喜びも長くは続かなかった。襲封御札のため翌元禄 11 年 (1698) に福山から江戸へと旅立った幼少の勝岑は、長旅の疲れから発病し、将軍拝謁の直後に死去してしまっただのである。いかに譜代エリートといえども、跡継ぎの不在はいかんともしがたく、水野家は福山藩主の地位を失い、改易処分となった。

勝成以来、5 代にわたって福山藩を治めてきた水野家の断絶は、もちろん領民にとっても衝撃的な出来事であった。しかし、この改易によって一番の実害をこうむったのは、突然の解雇を言い渡された家臣団であろう。彼らの中には後続の福山藩主に再雇用されることを願いつつ、「牢人」となって藩領各地の村々に寓居する者もいたが、事態は必ずしも期待通りに進まなかった。加増を伴って芸備の地にやって来た福島正則や水野勝成と違い、元禄 13 年 (1700) に新たな藩主となった松平忠雅や、宝永 7 年 (1710) 松平氏に替わって藩主となった阿部正邦は、転封以前から既に 10 万石規模の大名であり、それに見合う家臣団を有していた。彼らが現地で大量の人員を雇用することはあり得なかったのである。福山藩領の代表的な民間地誌『西備名区』をみると、再仕官の道を探りつつ農村に居住する水野家牢人の名前が、実に 40 ヶ村 111 人にわたって記録されている (19)。「西備名区』はおおよそ文化・文政期 (1804～1830) の村落状況を記すものと考えられるので、改易後 100 年以上の時間を経てなお、ねばり強く再仕官を模索する牢人たちが、福山藩領には相当数いた計算になる。彼らの中には田畑を耕して一時の苦境をしのぐ者もいたのだろうが、同時に、不遇を味わいながら武士の誇りを保持し、村落農民と一線を画し続ける者も多くいたようである。

表 1 は近世中後期の福山藩領で流布していた「水野記」と呼ばれる書物の諸系統を示したものである (20)。「水野記」は名前の通り福山藩主水野氏の事績を書き綴ったものだが、その作成・流布には上述の水野家牢人たちが深く関与している。表 1 で示した諸系統をみても、「瑞源院本水野記」・「水野様御一代記」・「福山語伝記」の 3 系統は、いずれも水野氏改易の後に旧家臣の手で作成されたことが分かる。(※「水野勝成覚書」のみは勝成自身がその生前に書き上げ、徳川将軍家に献上したものだが、同書を福山藩領に流布させていったのはやはり水野家牢人たちであろう。) 主家断絶によって不遇をかこつ彼らが、こうした書物を熱心に

表 1 「水野記」諸本の系統

書名	別名	編著者	成立年代	備考
水野勝成覚書	水野家記・水野日向守覚書etc.	水野勝成	寛永18年(1641)	徳川家光の命によって作成し、将軍家へ献上したもの。福山地方に広く流布。
瑞源院本水野記	—	吉田秀元(水野家旧臣)	宝永5年(1708)	水野氏改易の後、京都伏見に隠棲していた吉田秀元が、故君顕彰のために作成。
水野様御一代記	水野記・水野家記etc.	平井良隆(水野家旧臣)	元禄年間(1688～1704)力	水野氏改易の後、深津郡市村に牢人として寓居していた良隆が、故君顕彰のために作成。
福山語伝記	福山領分語伝記	水野家旧臣力	不明	記載内容から元々は水野牢人の作成と推測される。ただし、町方において保管・加筆され、叙述は阿部氏支配の享保年間(1716～36)頃まで及ぶ。

(引野亨輔「近世後期の地域社会における藩主信仰と民衆意識」より転載)

作成し流布に努めた理由は、「瑞源院本水野記」の序文に良く示されている。

夫レ滅ヒタルヲ興シ絶ヘタルヲ継ク、古賢ノ嘉ブ所也、然シテ苟モ其位無トキハ、則其事ヲ行フコト能ハズ（中略）吉田秀元ハ故作州ノ刺史水野公之親臣也、旧君功勞之家ニシテ後無キコトヲ憂フ、沢斬潜嘗遠ク先君ノ統緒ヲ尋ネ、而シテ数代称述ヲ歴叙ス、故業緬々繩々行事悉ク挙シテ水野記ト名ク、其辞ハ多ク以テ俚語ヲ通シテ、而シテ未タ雅飾ヲ必ストセズ、其永ク子孫ノ視聽ニ便リセンコトヲ欲ス也 (21)

主家断絶の後、京都伏見に隠棲していた水野氏旧臣吉田秀元にとって、最も危惧すべき事態とは、水野氏歴代の功績が次第に忘れ去られ、自分たちの子孫がかつて福山藩の為政者であった誇りを失ってしまうことであった。そこで彼は、苦境の中でも筆を振るい、生涯を通して故君の顕彰に努めたのである。種々の「水野記」を作成・流布させた水野家牢人たちも、その志はやはり吉田秀元同様であったと思われる。以上のような経緯で作成された「水野記」であるから、当然記される内容は初代藩主水野勝成の「偉業」や「善政」へと集中し、同時に5代藩主勝岑の夭折と無嗣断絶も、もう一つの見所として感傷的に書き綴られる。故君顕彰の志を前面に押し出した「水野記」であるから、初代藩主の事績が美辞麗句で称讃されるのは当然として、幼き跡継ぎの急逝はいかなる意図でどのように語られるのだろうか。「瑞源院本水野記」に注目すると、そこには以下のような叙述がみられる。

〔妖鳥之事〕

頃日妖鳥一番来於吉津川、七日居而不見、其大如白雁也

〔二頭之蛇出見之事〕

有不祥於福山二頭蛇見城下之吉津町、民謂之吉備津宮神蛇也、因之放一宮之於社池也

〔妖茸生事〕

同年於于江戸勝種之園圃妖茸生也、其大如傘、翌日消失也 (22)

引用した3つの怪異記事は、いずれも4代勝種の藩主就任後に、次々と記録されたものである。ことさら怪異記事の収集に執心しているとは思われない「瑞源院本水野記」が、上記のような記録を残す意図は明らかであろう。著者吉田秀元は、5代勝岑夭折という最大の凶事を前にして、用意周到にその前触れを書きとどめ、水野家没落が治世の失態と関わりない必然的な運命であったことを強調しているのである。

幾つもの凶兆によって勝岑夭折をあらがいがたい運命と捉えた「瑞源院本水野記」であるから、肝心の改易処分を描く際も、当然領民の悲哀と藩士の善行でそれを装飾していく。

勝慶三十七歳ニテ卒也、時ニ庶民哭泣之声國中ニ滿ツ、翌年（元禄 11 年—筆者注）五月五日嫡子勝岑二歳ニテ卒ス、故ニ家滅亡ス、時ニ国民等一邑ノ寺院ニ勝慶之位牌ヲ造立シテ久恩ヲ報セント云、然トモ家臣等コレヲ止ム也、備後国福山没落ノ時、米穀甚高直ニシテ国民困窮ス、故ニ米穀ヲ他国へ買ニ遣シ別アタヘテ飢ヲ救フ也、国民曰、勝慶ノ家亡家人等退散ニ当テハ跡ノ事ヲ思フ、是亦勝慶ノ仁恩也ト云リ、且又札銀三千五百貫目アリ、不殘國中ノ輩へ替遣ス也、是亦国民曰、家人悉ク分散スルニ及テ、吾利欲ニセズ本銀ニナシ替賜ル事ハ他国ニ不有事ト感涙無不催、是亦勝慶常ニ仁心有ヲ以テ家来浪人スト雖トモ国民ヲ勞ルコト如此也（中略）元禄十丁丑年、勝慶卒去、享保七壬寅年ニ至テ廿六年ニ及ヘリ、其跡之城主松平下総守・阿部対馬守・同伊勢守三代フルト雖トモ庶民於今水野家之政ヲ忍慕也 (23)

福山藩改易に当たって、米価の高騰を憂えた家臣団は、他国米を買い付けて、領民の飢えを回避した。また、発行していた藩札が改易後に通用しなくなることを考慮して、速やかにそれを回収し正貨へと交換した。他藩なら考えられないほど見事な退去ぶりに領民は称讃を惜しまず、福山藩主が松平氏・阿部氏と変遷した享保7年(1722)に至ってなお、水野氏時代の「善政」を偲んでいる。ここまでみてくれば、故君顕彰を目的とする「水野記」が、初代勝成とともに5代勝岑をもう一つのトピックとした意図は明白である。水野家牢人たちは、「善政」の集大成として改易事件を取り上げ、自らの歴史叙述を締め括ったのである。

さて、以上のように故君顕彰の構造を把握してみると改めて気付かされるのは、『備後国福山領風俗問状答』に載せられる水野氏崇拜の形が、「水野記」によって語り出される事績と、見事に重なり合う点であろう。信仰にも似た初代藩主勝成への称讃にせよ、水野氏時代を偲ぶ5代藩主勝岑への哀切にせよ、それはまさしく水野家牢人たちが意図的に顕彰し、定着させた評価なのである。福山藩領民の水野氏崇拜とは、幕末期まで村々に寓居し続けた旧臣たちの歴史意識が、次第に地域社会まで及んだものなのだろうか。

なるほど上記のような説明は、旧主懐古の構造を考える上で説得的なものだが、その前に一つ確認して置くべき事柄がある。というのも「水野記」とは、「永ク子孫ノ視聴ニ便リセンコト」を狙いと、旧臣層に向けて発信されたものである。読み手を限定するかのような「水野記」の語りは、はたして広く庶民層にまで浸透し得たのだろうか。結論からいえば、種々の「水野記」は着々と福山藩領で読み手を増やしていった。端的な事例として、表1にも載る「福山語伝記」を紹介しておこう。「福山語伝記」は、水野家歴代当主の事績を懐古調で書き綴り、勝岑夭折を感傷的に描くものであるから、明らかに「水野記」特有の性格を備えている。当然作者は水野家牢人と推測し得るが、奇妙なことに「福山語伝記」の扱う範囲は水野家断絶の元禄11年(1698)を通り越し、松平氏・阿部氏が福山藩主に着任した時代まで延々と続いていく。ちなみにその伝来状況から推測すると、「福山語伝記」は当初水野家牢人によ

って作成されたものが、いつからか町方で保管され、加筆を重ねて現在の形に至っらしい。故君顕彰に焦点を絞つつも、郷土の歴史を語る「水野記」は、確かに旧臣層以外の地域住民にも新鮮な印象を与え、彼らの歴史意識を高揚させていたのである。

もちろん「水野記」自体は、既述の通りピンポイントな狙いで記された歴史叙述であったから、福山藩領民たちはやがてその影響から脱し、より網羅的な地誌を誕生させていった。表2に示したのは、福山藩領の代表的な地誌であるが、藩主阿部氏の命令で編纂された官撰地誌『福山志料』よりも、『備陽六郡志』や『西備名区』といった民間地誌の登場が先行している点の特徴的である。(※なお『備陽六郡志』の作者宮原直知は、肩書きとしては福山藩士であるが、後述するように閑職に追いやられて誰の命令を受けるでもなく地誌編纂に没入した。ひとまず本稿では、同書を民間地誌の範疇に入れておきたい。)

こうした福山藩領における地誌編纂盛行の背景に、水野家牢人に端を発する歴史意識の高揚があることは明白である。例えば、『備陽六郡志』の執筆動機として、宮原直知は以下のようなエピソードを紹介している。

此数冊を書集候趣意者、親与五右衛門御賄役被仰付候節、此御役儀者小役方之上座として世倅一人は被召出事候間難有存、大切に可相務由被申渡、仍之拙者十三之歳内願致し、廿三にて被召出候(中略)在中まで歩行、就中多治米、川口は近在之事故、日々罷越百姓共相親(中略)同村に上月加兵衛といふ牢人有、水野家之時、親は代官を務、加兵衛は蔵奉行を相務候由。正邦公御国替之砌より御吟味目付山室杉右衛門、御勘定頭廣木弥兵太に因て、御勘定方へ被召出度と相願候得共、仕合悪敷、年を送候内、一子金十郎若年にて不届の事有之、無是非手打にいたし、自夫奉公之望を相止、混向貧窮に苦み、川口、多治米其外近在之庄屋の物書に被雇、年を送申候。扱古来より申伝へ候帳面、古今之書付共、拙者へ送り、御辺世倅金十郎と同年にて占者口とて度ことに世倅か事を思ひ出し候。此反古とも役に不立物に候得共、可遣者も無之候間進申候、渋紙に被成候へとてくれ申候(24)。

表2 福山藩領の代表的な地誌

書名	編著者	成立年代	備考
備陽六郡志	宮原直知(阿部氏家臣)	安永年間(1772~81)頃力	福山藩勘定方に出仕するも、後に閑職へ追いやられた著者が、元文4年(1739)に書き始め、生涯をかけて完成。
西備名区	馬屋原重帯(向永谷村庄屋)	第1次脱稿は文化元年(1804)、随時改稿して天保元年(1830)には90巻本完成	村役人も務める著者が、藩領全域にわたる租高・戸口・旧蹟・伝承・特産などを詳細に考証しつつ作成。天保元年には、備後吉備津神社に清書を奉納している。
福山志料	史局長は阿部氏家臣吉田豊功(※但し、実質的著者は菅茶山)	文化6年(1809)	文化2年(1805)に藩主阿部正精が藩領域に関する地誌の編纂を命じて事業開始。重臣吉田豊功を史局長とするが、ほぼ菅茶山の独力によって完成したとされる。

(引野亨輔「近世後期の地域社会における藩主信仰と民衆意識」より転載)

宮原直伽は、父親が福山藩の御賄役を務めていた関係で、自分も23歳で出仕し、将来のため近在の村々を巡り歩き、日々見識を深めていた。その際、偶然にも知り合ったのが、上月加兵衛という「牢人」である。上月加兵衛は、水野氏没落以前に蔵奉行を務めていた人物であるが、阿部正邦の福山藩主就任後に再仕官を企てるもかなわず、諸村の庄屋に「物書」として雇われ生計を立てていた。すなわち彼は、既述したような再仕官を望みつつ村々に寓居する水野家牢人だった訳である。恐らく次第に老いの疲れを感じていたと思われるこの上月加兵衛は、若き宮原直伽に亡き息子の面影を見出して親しみ、ある日役に立たない反古紙であるがと「古来より申伝へ候帳面」を手渡した。本節で考察してきた水野家牢人の行動様式を踏まえるなら、彼もまた水野氏時代の古文書を収集し「水野記」としてまとめる志を持っていたのかもしれない。ところが、皮肉にもその帳面は阿部氏家臣の宮原直伽へと手渡されたのである。宮原直伽は後にある事件で上役の恨みを買ひ、長く閑職に追いやられたため、有り余る時間を使い、なおかつ上月加兵衛から託された古文書を有効活用して『備陽六郡志』を書き上げた。つまり、福山藩領最初の網羅的な地誌は、水野家牢人との密接な関わりの中で誕生したことになる。『西備名区』も「水野記」とおぼしき著述を幾つか引用しているから、やはりその成立事情に福山藩領独特の歴史意識高揚があったことは間違いない。

地誌として形をなせば、当然それらは「水野記」以上に読者を獲得し、藩領すみずみに影響を及ぼしていく。『備陽六郡志』や『西備名区』が意識的かつ無意識的に「水野記」の旧主称讃を引き継いでいることは今や明らかであるから、福山藩領民の水野氏崇拜とは、水野家牢人の歴史意識がめぐりめぐって生み出したものと定義して良さそうである。

もっとも福山藩領の民間地誌は、ただ「水野記」模倣するだけでなく、新たに地域民衆独自の歴史像も創り出している。『西備名区』の叙述からそのことを確認してみたい。

五月五月の夜（水野勝岑が一筆者注）卒去し給ひける。仍而福山除邑に極まりぬ。（中略）其趣き六月十三日飛脚到来して、家の系図、墨附、秘書、馬印、諸器、相渡し可申旨申来りければ、諸士大に驚き、（中略）此上は平内殿を大将として籠城し、城に火をかけ寄手を引請腹切て亡君の奉公致すべしと、八十余人連判し、二十九組の足軽も是に一同し、草戸河原に会合し誓約を決し、関弥次兵衛江相詰め、是茂籠城に決し、各番頭へ訴へけれ共、家老上田玄蕃承引せされば其事ならず止りぬ。この趣き郡中へ聞え、家老の分として一手便もなさず、日向守様（水野勝成のこと一筆者注）御一生戦闘の中に勲勞遊はして取立給ひし此城、命に替へて賜はつたる此御領分、聞々と改易せられんは残念の次第なり。其先、奥州相馬家没落の時、御領分中、里正頭分の百姓、江戸へ相詰め訴訟せしかば、相馬の家異議なく相続ありて今に御相続あり、かゝる例も有れば、御領分二百三拾四村の里正、江戸江相詰め訴訟可申と、一同に福山江相詰め申入れれば、田辺、本田の両目附是を聞伝へ、斯大勢の者を御旗本へ差出し候ては、其等が不覚と相成、壱

人も差出すべからずと被申、上田と同意に承引なければ、外に追取て肝煎上の役人なき故に是も相止みて、弥諸士引払に極りける (25)。

先行する「瑞源院本水野記」で、水野氏改易が家臣団の善行中心に描き出されることは既に触れた。ところが、民間地誌『西備名区』の中で馬屋原重帯が語る水野家の没落は、かなり様相を異にする。なるほど御家断絶の知らせを受けた家臣団は、むぎむぎ福山城を引き渡すより、籠城して討ち死にを選ぼうと色めき立つが、家老上田玄蕃の引き留めで、途端に過激派の動向は沈静化してしまう。そこで、今度は藩領中の村民が福山城下に結集し、改易処分撤回を求めて江戸への出訴を企てたというのである。「水野記」でもっぱら武士の美談として描き出されていた改易騒動は、『西備名区』において見事に百姓の美談へ転換したといえる。いうまでもなく、両者が描き出す歴史はいずれもフィクションだが、馬屋原重帯が「水野記」の歴史意識をも飛び越えて、独自の水野氏崇拜へと傾斜していく点は注目すべきだろう。旧臣層でもない彼が、過剰な旧主称讃に至る内在的な理由は何なのだろうか。

上記のような疑問に答えるため、把握しておかなければならないのは、水野氏に替わって福山藩主となった阿部氏の治世についてである。というのも阿部氏は、「暴君」福島正則とは違う意味で、その「悪政」を批判される領主なのである。江戸時代を代表する百姓一揆物語『阿部野童子問』から、ひとまず阿部氏に対する非難の声を拾い出しておこう。

抑も山陽道備後福山の城主は其昔水野日向守様と申奉る。(中略)然してより五代城主水野松之丞と申す。元禄十一年戊寅五月五日に不幸にして早世し給ふ。(中略)已後天領となり、古竿の国故新竿を入れ給ふ。大公儀御検使備前池田伊予守様へ仰付られ、家臣津田左源太を惣奉行として福山領分十万千石の内五万八千石打出し、新地十万石をば松平下総守様へ下され当国へ御入城。然るに昔より当国は余国と違ひ豊なる土地なるに、検地已後百姓ども俄かに困窮となり、所々御普請多く中々新地十万石にては行き届き難く逐日諸民衰微せし所に、如何なる筋にや伊勢桑名へ御国替、以後阿部備中守様当国へ御入部 (中略) 然るに以後代々賢智の御生質故何れも御公役を蒙り給ふ。当主備中守様も始めて御入城後以来江戸詰めにて寺社奉行に任じ給ふ。仍之御物入等多く本国より過分に金銀江戸に引取り御帰城無く、国政は一向に臣下に任されける故、古老の輩たりとも国政の可否は論なく只金銀江戸表へ仕送り主の御役を達し度日夜金銀の才覚のみに思慮を勞し、或は用達の体のものを語らひ又は毎度領下町人百姓不時の課役云付けなど、終に下方民の困窮となりけり (26)。

先に断っておくと、『阿部野童子問』はあくまで百姓一揆物語であるから、ここに描き出される阿部氏の「悪政」もまた一種のフィクションである。しかし、それを割り引いても同書

が語る「悪政」の構造は興味深いものである。引用史料によると、この発端は水野氏改易にまで遡る。改易処分後、旧福山藩領は一時的に天領(※幕府直轄領)となり、元禄12年(1699)に改めて検地が実施された。近世前期の時代性を象徴するように、水野氏時代の福山藩領では大規模な新田開発が次々と進展していたが、この検地により多くの新田は新たな課税地として掌握され、旧藩領は10万石から15万石へと石高評価を飛躍的に増大させた。ただし、評価を上げた15万石の土地にそのまま新たな藩主松平忠雅が入国した訳ではない。旧藩領北部の5万石分は天領や中津藩の飛び地として除かれ、新福山藩領は水野氏時代から一回り小さくなってしまった。もっとも、藩領が縮小されても10万石レベルの諸負担は今まで通りだったから、以後福山藩の財政状況は必然的に悪化していったとされる。こうした状況下、松平氏はわずか10年で再び転封となり、今度は阿部正邦が新たな福山藩主に就任する。結果的に幕末まで福山の地を治めていくこの阿部氏こそ、数々の百姓一揆を誘発させ、領民の非難を浴びた、悪名高き領主なのである。『阿部童子問』によれば、阿部氏の歴代当主はいずれも「賢智の御生質」を持っていたとされるが(※典型例を挙げるなら、7代藩主阿部正弘は若干25歳で江戸幕府の老中となり、ペリー来航で動揺する幕政を取り仕切った。)、 「賢君」の治世になぜ領民たちは不満を募らせたのだろうか。既述の通り、福山藩とは西国外様大名の牽制を目的とした藩であり、譜代エリート層でなければ藩主は務まらなかった。そこで、水野家断絶の後も、やはり幕府の信任厚い譜代大名がこの地を拝領した。以上のような理由から、阿部氏のエリート意識は大変強く、その上「賢智の御生質」まで兼ね備えていたのだから、歴代当主は幕府政治の中枢に参入することを切望した。江戸時代当時、幕府の重職を歴任することは、長期にわたる在府費用の増大に繋がったし、老中にでもなろうとすれば幕閣への膨大な賄賂も不可欠であった。結果として阿部氏時代の福山藩は、ただでさえ苦しい財政状況を危機的に悪化させ、年貢収奪の強化へと突き進んでいった。つまるところ、領主が「賢君」であるほど藩財政は逼迫し、租税負担増大への不満から百姓一揆も頻発する。『阿部童子問』が描き出した阿部氏「悪政」の仕組みとは以上のようなものであった。

さて、阿部氏時代の福山藩領民が、次第に領主への不満を募らせていたとするなら、既述の水野氏崇拜はさらに興味深い現象といえる。彼らは現領主の「悪政」を罵りつつ、同時に旧領主の「善政」を称讃するのである。もしかするとこの二つの行為は、福山藩領民の中で有機的に結び付いていたのではないだろうか。阿部氏批判が深刻さを増す中、あからさまに旧主礼讃を行うことは、領民にとって相当の決意を要する行為であり、逆説的な現藩主への「善政」要求にも繋がる。そう考えれば、一見牧歌的な水野氏崇拜は、阿部氏批判と趣旨を同じくする高度な政治要求だったと捉え得る。政治要求という表現が大袈裟なら、以下のような把握も可能だろう。すなわち、現状への不満を直截に表明できない近世民衆は、華やかな旧主の時代を懐古することである種のカタルシスを得ていた。こうした複雑な政治意識が「名君」水野氏のイメージを醸成していったのだと、本節ではひとまず結論しておきたい。

## おわりに

ここまで筆者は、福島正則が「暴君」に仕立て上げられ、水野勝成が「名君」と称された背景を考察してきた。今さら指摘するまでもないが、両者のあいだに存在する差異は、実際に積み重ねられた悪行や善行だけではない。江戸時代とは、地域民衆が民間地誌という道具を手に入れ、郷土の歴史を雄弁に語り出した時代である。だからこそ彼らは、政治的・社会的諸条件に左右され、自在に「暴君」・「名君」イメージを創出していた。置かれた条件が微妙に異なれば、「名君」水野勝成も「暴君」として語られる可能性は十分にあっただろう。

もっとも筆者は、「暴君」・「名君」の虚像を暴露して、近世民衆による歴史の捏造を糾弾したい訳ではない。人々が安易に為政者を評価し、それが世論として現実政治に影響を及ぼしていく現代と異なり、江戸時代の地域民衆が、為政者に評価を下す機会・手段はまだまだ限定されていた。彼らは地誌を書き綴るといふ地道な行為の中で、時として切実に政治的な主張を展開していたのである。そうであれば、民間地誌に込められた主張性を読み取ることも、近世社会の成熟度を計る上で大切な作業となるのではないだろうか。

### 【註】

- (1) 久留島浩「村が「由緒」を語る時」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団』、山川出版社、1995年)、羽賀祥二『史蹟論』(名古屋大学出版会、1998年)。
- (2) 白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』(思文閣出版、2004年)。
- (3) 岩橋清美「近世社会における「旧記」の成立」(『法政史学』48号、1996年)、同「地域社会における歴史意識の生成と展開」(『日本史研究』523号、2006年)。
- (4) 以下、芸備地域の歴史については、『広島県史 近世1』(広島県、1981年)2～278頁、後藤陽一『広島県の歴史』(山川出版社、1972年)86～98頁、岸田裕之編『広島県の歴史』(山川出版社、1999年)164～168頁などを参照した。
- (5) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、1993年)272～288頁。
- (6) 『常山紀談』上・中・下巻(岩波書店、1938～1940年)。
- (7) 『常山紀談』中巻213頁。
- (8) 同上221～222頁。
- (9) 『筒賀村史 資料編第一巻』(筒賀村、1999年)82～83頁。
- (10) 『加計町史資料 上巻』(加計町役場、1961年)686～687頁。
- (11) 『備後叢書 第三巻』(歴史図書社、1970年)207頁。
- (12) 同上13～18頁。
- (13) 同上207～208頁。
- (14) 福尾猛市郎・藤本篤『福島正則』(中央公論新社、1999年)98～106頁。

- (15) 福島正則の寺社領没収について語る民間地誌『西備名区』でも、対照的に毛利氏への英雄視は明確である。例えば、「元就の母儀杉の大方は毎日信心を傾け朝日を拝し給ふ、其年も暮春の末、日輪の御光り左の眼を焦して、是より瞳閉て開けず、終に妊娠有て同六年丁巳四月巳の日巳の時、十四箇月にて男子誕生おはします。生時日を披き給ふを見れば、左の眼に瞳二つあり。母儀の閉目も同時に開けしかば、奇特の御子、是則日輪の擁護疑なしと、人皆異なる思をなす」というように、毛利元就の生涯はその出生から奇瑞譚として語られる。
- (16) 『日本庶民生活史料集成 第九巻』(三一書房、1969年) 688頁。
- (17) もっとも、後述する「瑞源院本水野記」によると、水野勝成の生誕は永禄7年(1564)8月15日となっており、『風俗問状答』の記述と齟齬する。なぜ3月25日が聡敏大明神祭りの祭日と定められたのか、今後さらなる考察が必要である。
- (18) 註(16) 前掲書 690頁。
- (19) 中山富広「水野家牢人と村落社会」(平成6年度～平成8年度科学研究費補助金研究成果報告書『文献学・歴史学の方法を活用した森鷗外『北條霞亭』の総合的研究』、1997年)。
- (20) 以下、「水野記」については、『広島県史 近世資料編Ⅰ』(広島県、1973年) 31～38頁、引野亨輔「近世後期の地域社会における藩主信仰と民衆意識」(『歴史学研究』820号、2006年)などを参照した。
- (21) 『広島県史 近世資料編Ⅰ』 827頁。
- (22) 同上 1002頁。
- (23) 同上 1018～1019頁。
- (24) 『備後叢書 第一巻』(歴史図書社、1970年) 1～4頁。
- (25) 註(11) 前掲書 703～708頁。
- (26) 『日本庶民生活史料集成 第六巻』(三一書房、1968年) 344～345頁。

## **Hidden differences between tyrants and wise rulers**

Kyosuke HIKINO

The Edo Period was the time when regional geographic documents were actively edited among the people; in other words, it was the time when the people started to speak out about their local history eloquently. In such regional geographic documents, they sometimes cursed tyrants and sometimes admired wise rulers. However, pictures of the tyrants and wise rulers described in those documents were not necessarily based on historical events. The people in the Edo period secretly expressed their political opinions through the acts of describing their rulers. The present paper reviews several regional geographic documents, and discusses unlikely differences between the tyrants and the wise rulers hidden in those documents.

【Key words : regional geographic document , tyrant , wise ruler 】